

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案要綱

- 1 役務提供契約の締結時の本人確認等の対象となる電気通信役務の範囲の拡大  
役務提供契約の締結時の本人確認等の対象となる電気通信役務に音声通信役務以外の電気通信役務を追加する。これに伴い、題名を「携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律」に改めるとともに、本人確認等の対象となる役務の名称を「携帯音声通信役務」から「携帯通信役務」に、本人確認義務等を負う電気通信事業者の名称を「携帯音声通信事業者」から「携帯通信事業者」に改める。(題名、第一条～第三条関係)
- 2 本邦内に住居を有しない外国人の本人確認を行う場合の規定の整備  
携帯通信事業者が本邦内に住居を有しない外国人と役務提供契約を締結する場合に、住居に代わる事項の確認による本人確認に関する規定を整備する。(第三条第一項関係)
- 3 役務提供契約の締結の任に当たっている者の権限又は地位の確認に係る規定の整備  
携帯通信事業者に対して、役務提供契約の締結の相手方と役務提供契約の締結の任に当たっている自然人が異なる場合に、総務省令で定めるところにより、当該自然人の権限又は地位の確認を行うことを義務付ける。(第三条第二項、第三項関係)
- 4 警察署長による電気通信事業者に対する照会に係る規定の整備  
警察署長が、一定の罪に当たる行為に利用された携帯通信役務に係る契約者の本人確認等を携帯通信事業者に求めることができる制度において、その求めのために必要であると認めるときは、関係する電気通信事業者に照会して必要な事項の報告を求めることを可能とする。(第八条第二項関係)
- 5 特定の個人が同時に利用可能な通信可能端末設備が一定数を超えることとなる場合の役務提供拒否に係る規定の整備  
特定の個人が同時に利用することができる通信可能端末設備の数が総務省令で定める数を超えることとなる場合には、携帯通信事業者がその超えることとなる部分についての電気通信役務の提供を拒否することを可能とする。(第十一条第六号関係)
- 6 その他  
その他所要の改正を行う。
- 7 施行期日等
  - (1) この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)
  - (2) この法律の経過措置等について定める。